

第3回大阪府環境審議会野生生物部会

開 会 午前10時00分

司会（小菌主査） 高柳先生が少しおくれるというような御連絡が入っております。

そうしましたら、定刻になりましたので、ただいまより大阪府環境審議会野生生物部会を開催いたします。

本日の司会を務めさせていただきますのは、環境農林水産部動物愛護畜産課の小菌でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日の部会は、大阪府情報公開条例に基づきまして公開で行うこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、環境農林水産部動物愛護畜産課長の中島からあいさつ申し上げます。

中島課長 おはようございます。動物愛護畜産課の中島でございます。

平成23年度第3回大阪府環境審議会野生生物部会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様方には、御多忙のところ御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろから府政各般、とりわけ鳥獣保護行政に格別の御指導、御協力をいただきまして、この場をお借りいたしまして厚くお礼申し上げます。

本日は前回に引き続き、大阪府から環境審議会へ諮問をいたしました鳥獣保護事業計画、シカ保護管理計画及びイノシシ保護管理計画の3計画の変更につきまして、最終案の審議、採決をお願いする予定でございます。

また、これらの計画につきましては、前回の野生生物部会の後、パブリックコメントを実施しておりますので、その結果についても御報告したいと思っております。

なお、今回、審議、採決いただく事項に関しましては、大阪府環境審議会野生生物部会運営要領第3条第5項の規定によりまして、本部会での決議をもちまして審議会の決議とすることとなっております。

委員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見、御提言をいただきますようお願い申し上げます。開会のごあいさつとさせていただきます。

本日はどうもありがとうございます。

司会（小菌主査） そうしましたら次に、資料の確認をさせていただきます。

事前にお送りした資料でございますが、「平成23年度第3回大阪府環境審議会野生生物部会」と書いた表紙、その裏面が本日の次第になっています。

次に、審議事項にかかる資料でございますが、先に皆様あてお送りし、本日持参いただいたものとして、資料1-1から資料1-3の「大阪府鳥獣保護事業計画（第11次）」にかかるもの。資料2-1から資料2-3の「大阪府シカ保護管理計画（第3期）」にかかるもの。資料3-1から資料3-3の「大阪府イノシシ保護管理計画（第2期）」にかかるもの。その他としまして、参考資料の計画策定スケジュールがございます。

また、卓上には、本日の配席表、委員名簿、裏面に「大阪府環境審議会野生生物部会運営要領」を置いています。

以上でございますが、よろしいでしょうか。

続きまして、本日、御出席いただいている委員の紹介でございますが、お手元にお配りしております配席表にお名前を記しておりますので、省略させていただきます。

なお、本日の委員の出欠状況でございますが、笹川委員、鳥居委員、森下委員、森本委員の4名は他の用務と日程が重なり御欠席されております。

本日の出席委員でございますが、委員定数9名のうち5名の方の御出席をいただいておりますので、大阪府環境審議会野生生物部会運営要領第3条第2項の規定に基づきまして本部会が成立していることを御報告申し上げます。

それでは、これ以降の議事につきましては、石井部会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

石井部会長 皆さんおはようございます。

議事を早速進めたいと思います。委員の皆さんには、議事の進行に御協力よろしくお願いたします。

先ほどありましたように、今回は3件の審議と採決ということでよろしくお

願いたします。

まず、議事次第ですけれども、1件目が「大阪府鳥獣保護事業計画（第11次）」について。それから、2件目が「大阪府シカ保護管理計画（第3期）」について。3件目が「大阪府イノシシ保護管理計画（第2期）」についてということですが、これらを順次議論して採決していきたいというふうに思いますので、よろしく願いたします。

それでは、1件目ですけれども、「大阪府鳥獣保護事業計画（第11次）」についてということで、前回の野生生物部会の後でパブリックコメントが実施されておりますので、その結果等を踏まえて最終の計画（案）ということで、事務局から御説明、よろしく願いたします。

石原補佐 動物愛護畜産課野生動物グループの石原でございます。どうぞよろしく願いたします。

それでは、大阪府鳥獣保護事業計画（第11次）について御説明申し上げます。

資料は1-1の府民意見の募集結果というものをご覧いただきたいと思えます。

府民意見の募集、いわゆるパブリックコメントでございますけれども、案件名を「第11次大阪府鳥獣保護事業計画（案）、大阪府シカ保護管理計画（第3期）（案）及び大阪府イノシシ保護管理計画（第2期）（案）に対する府民意見の募集について」ということで、昨年11月1日から11月30日までの1カ月間実施いたしました。計画案はホームページ、府民お問合せセンター情報プラザなどで公表いたしまして、意見につきましては、郵便、ファクシミリ、インターネットで受付を行いました。

提出されました意見等の件数は、2団体から15件ございました。内訳は、第11次鳥獣保護事業計画に関するものが12件、シカ保護管理計画に関するものが3件、そしてイノシシ保護管理計画に関するものはございませんでした。

それでは、第11次鳥獣保護事業計画に関するもの12件の御意見につきまして、その意見要旨とそれに対する府の考え方、これを御説明させていただきます。

資料1-1の1ページの下段の表でございます。

左からナンバー、該当ページ、意見等の要旨、そして府の考え方となっております。

ります。

1 番目でございますが、ナンバー 1 といたしまして、該当する箇所は鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項のことでございますが、1 番目の御意見は、読み上げますと、鳥獣保護区の指定区分ごとの方針については、森林鳥獣生息地の保護区についてしか述べられていない。集団渡来地の保護区や身近な鳥獣生息地の保護区についての方針が示されるべきである。また、集団繁殖地の保護区、これは例として大阪湾岸部のコアジサシの繁殖地が挙げられておりますが、あと希少鳥獣生息地の保護区、これは例としまして、堺第 7－3 区のチュウヒ等希少鳥類の生息・繁殖地、また、生息地回廊の保護区、これは例として、箕面勝尾寺と妙見山の間のおオタカの生息地である箕面止々呂美地区と、これが挙げられております。こういう地区につきましても方針を示し、その指定計画を記載すべきであると、こういう御意見でございました。それに対する府の考え方といたしましては、鳥獣保護区の指定区分ごとの方針は、計画期間内に指定を予定しているものを記載しています。森林鳥獣生息地以外の保護区の指定の必要につきましては、今後、検討してまいりますと、そういう考えでございます。

2 番目でございますが、大阪府内で最も絶滅が危惧されるクマタカの生息環境の保全を図るため、金剛、和泉山地を鳥獣保護区にしてほしい。これは下の 3 番目の御意見の堺第 7－3 区ではこれまでチュウヒの繁殖が確認され、4 羽のひなが巣立っており、チュウヒの生息環境の保全を図るため、堺第 7－3 区を鳥獣保護区にしてほしい。この二つの鳥獣保護区にという御意見でございますが、それに対する考えといたしましては、鳥獣保護区の指定の必要性につきましては今後検討しますということにいたしております。

4 番目でございますが、大阪市所管の大阪南港野鳥園、府所管の堺第 7－3 区や泉大津泉北 6 区先端緑地、これは助松野鳥園というふうと呼ばれておるようですが、私有地ではないことから民間との調整が不要であり、関係者の合意形成が容易であると思われることから、特別保護地区の指定の検討を進めてほしいと、こういう御意見でございます。それに対しましては、特別保護地区は開発行為が規制されます。現在の環境を維持するための行為も規制

されるため、人の手を加え続ける必要がある埋立地等は特別保護地区にはなじまないと考えます。そういう考え方を示させていただいております。

裏面でございます。

5番目の御意見としまして、これは鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する項目でございますが、ここの御意見としまして、狩猟鳥獣については、「環境省令で定める狩猟鳥獣とする」とされているが、大阪府レッドデータブックの絶滅危惧種であるウズラ、ヤマドリ、ヤマシギ、タシギ、府内での生息数が少ないヨシガモ、クロガモを狩猟対象種から除外すべきである。そういう希少なものと、片一方でレッドデータブックに載せておるようなものは除外すべきだと、そういう御意見でございますが、それに対しまして府の考えとしましては、提示の狩猟鳥獣については、現在、国において捕獲が禁止または制限されています。大阪府レッドデータブックに記載されている狩猟鳥獣については、生息状況等の把握に努め、必要に応じて捕獲を制限するなど、適切な対応に努めますと、そういうことにいたしております。

6番目でございます。これも6と7が同様な御意見でしたので一つにまとめさせていただいておりますが、これは特定猟具使用禁止区域、要は銃禁、昔の銃禁に関する事項でございます。明治の森箕面国定公園、金剛生駒紀泉国定公園、大阪府立北摂自然公園、大阪府立阪南・岬自然公園のエリアや、ダイヤモンドトレール、おおさか環状自然歩道、東海自然歩道については、多くの方が登山やハイキングなどに利用している。一部、鳥獣保護区に指定されている箇所もあるが、事故の防止の観点からも歩道の周辺を含め特定猟具使用禁止区域に指定すべきである。こういう御意見でございます。

7番目の御意見でございますが、クマタカの生息環境保全のため、とりあえずの措置として特定猟具使用禁止区域に指定すべきである。これは先ほどクマタカの生息地を鳥獣保護区にという御意見がございましたんですが、それが指定されるまでのとりあえずの措置として特定猟具使用禁止区域、これに指定すべきであるという御意見でございます。

その6番目と7番目の御意見に対しまして、府としましては、一般公共の通行に供されている公道については、銃猟が禁止されています。また、主要な

ハイキング道の大部分については特定猟具使用禁止区域、いわゆる銃禁、または鳥獣保護区に指定してあります。その他のハイキング道については、関係機関等との調整を行い、必要に応じて指定をします。そういうことにさせていただいております。

8番目、9番目は、鳥獣の生息状況の調査に関することとございます。8番目の御意見といたしましては、猛禽類に関しては、前回調査から**10年**が経過することから、計画にその実施を明記すべきであると。また、大阪府レッドデータブックを改定するための調査についても計画に明記すべきである。

9番目の御意見は、「情報システムの整備」とは何を指しているのかを具体的に記載すべきである、そういう御意見でございました。

8番目の御意見に対する府の考え方としましては、猛禽類や大阪府レッドデータブックの記載種については、各種環境調査の情報を収集するなど、引き続き状況把握に努めます。

9番目の御意見に対しましては、狩猟や有害鳥獣捕獲等による捕獲情報を収集・活用することであり、その旨を計画に記載いたしております。そのように回答を、考え方をいたしております。

10番目、11番目とございます。これは鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項についてでございますが、10番目の御意見といたしまして、野生鳥獣の救護については、現在、民間のボランティアで行われているが、その対応にも限界があり、鳥獣保護施設の設置は急務である。具体的な検討を進めて、一歩踏み込んだ表記、例えば「計画期間内において鳥獣保護施設の設置を目指すものとする」などと記載してほしい。これにつきましては、鳥獣保護施設の整備については、現在、検討中ですということと回答させていただきたいと思っております。

11番目とございますが、傷病鳥獣への対応については、保護対象鳥獣から「カラス、ドバト」を除外する旨を明記すべきである。これは原則として農林漁業被害や生活環境被害の原因となっているものを除くと、そういう鳥獣は、救護の対象から除くということにいたしました。それに対する御意見でございます。それに対する考え方といたしましては、救護対象としない鳥

獣種については、地域の実情などにより異なるため特定しておりませんと。保護された状況や地域の状況により一概には言えないということで、特定をいたしておりません。

12番目、最後でございますが、第九、その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項についてでございますが、普及啓発については、鳥獣保護に関する大阪府の取り組みをホームページやパンフレット等を利用し、積極的に府民に知らせるべきである。例えば密猟パトロールの成果や鳥獣保護員の活動報告などを広く知らせることで、府民の関心が高まるとともに、密猟の抑止力となると考える。また、鳥獣保護区等位置図をホームページで閲覧できるようにすることや狩猟免許の交付状況などの狩猟統計についても広く府民に情報提供すべきである。そういう御意見でございます。それに対しましては、鳥獣保護区等位置図につきましては、ホームページで閲覧できます。これは今年度から閲覧できるようにいたしました。また、広く府民に情報提供すべき案件については、今後もホームページ等を活用し、普及啓発に努めます。こういうことにいたしております。

以上、12件の御意見をいただきましたんですが、いずれの御意見もごもっともな御意見でございますが、計画そのものを修正しないといけないという内容ではないと考えます。したがって、最終計画案につきましては、現行案のとおりとさせていただきます。

以上、大阪府鳥獣保護事業計画（第11次）についての説明は終わらせていただきます。

石井部会長 どうも御説明ありがとうございました。

ということで、パブリックコメントが実施されて、この計画に関しては12件の御意見があったということで、その御意見の紹介と府のお考えというのを示していただきました。

結論としては、前回審議した内容ですけれども、鳥獣保護事業計画（第11次）のこの最終案については特に変更はしないという、そういうことでございます。

それでは、委員の皆さんからの御意見、御質問等お受けしたいと思います。

いかがでしょう。又野委員。

又野委員 4番ですけども、特別保護区というのは制限されるんですけども、開発とか手を加えることが。ここの地域に当たっては鳥獣の生息に支障を来さない範囲で手を加えることでも維持できない環境というふうに解釈できるんですか。

石原補佐 例えば南港の野鳥園なんかも確認してみますと、あそこも定期的に砂を入れないとどんどん砂がなくなっていく。人工につくって維持してるもんですから、砂を定期的に入れております。また、その砂浜になっている下にも太いパイプが何本も通って海水を中に取り込むような構造で、そのメンテナンスもあるとのことで、大規模な土木工事が定期的に必要になってくるということです。

又野委員 その範囲を超える工事が要するという。わかりました。

石井部会長 よろしいですか。

又野委員 はい。

石井部会長 特別保護区ってやはりかなり良好な自然環境かなということですが、何か今のお聞きするとそういう感じではなくて、かなり手を入れながら維持してる環境ということですね。よろしいでしょうかね。

又野委員 はい。

石井部会長 ほかは。じゃあ阪口委員。

阪口委員 2番と裏の6番。特に6番なんですけど、我々狩猟家といたしましては、鳥獣判別、撃ってもいいもの、いかんもの、これをもう厳格に指導しております。例えばこの中に出てくるクマタカ、猛禽類は捕獲一切禁止でございます。それから撃てる鳥よりも撃たれへん鳥のほうが鳥類に関しては圧倒的に多いということも指導いたしまして、もっとわかりやすく言えば、例えば白い鳥は絶対撃ってはいけません。白い鳥の中で撃てる鳥は1羽もおられませんと、こういう指導もさせていただく中で、ちょっとこの御認識が違うのかなと。

それからまた、一般の通行をされる道路とかハイキングコース、俗に言う道ですね、道に向かって発砲もいけないし、道の上空を通過するような射撃行

為は、これは一切違反になるということで、ハイキングコースであっても人が通る場合は、これは道路とみなすという指導をしまして、そういうところでの発砲は絶対だめだと。それ以外にも社寺・仏閣、公園、いろんな規制がございまして、我々狩猟家は銃刀法、火薬類取締法、狩猟法のがんじがらめの中で狩猟をやっているというのが実態でございまして、こういうことは僕に言わせたらずいってほしくない、当たり前のことなんです。そういうことではございます。

石井部会長 わかりました。どちらかというと、府の御意見のほうの補足というような感じで、特に2番のところと、それから6番というので、こういうのは当たり前というか、常識だとおっしゃるわけですね。

はい、どうぞ、又野委員。

又野委員 5番なんですけども、この中で、多分今、ウズラは捕獲禁止にはなってますよね。ヤマシギは、多分京都では捕獲禁止ではないかと思うんですけど、ちょっと知識があいまいなんですけど、京都で知事が捕獲禁止してるものを大阪で許可する、北部はもう接してますからね。何かそれ、近隣のこともちょっと考慮していただいて、その狩猟鳥を対象種から外するのが無理であれば捕獲禁止ということで御検討いただきたいのと、それから少ない鳥、ここでカモが、ヨシガモ、クロガモが少ないということで生息状況の把握に努めという御回答なんですけれども、20年間もガンカモ調査ずっとやってきましたし、それは大阪府下400カ所以上で、多分全部網羅できてると思うんです。で、どのカモがどのポイントでどれだけ、どういう動向かというデータは十分集まってると思いますので、それをぜひ活用していただけたらと思います。

それとちょっと質問なんですけど、狩猟対象にドバトが入ってないのはやっぱり伝書バトとかがあるからですか。ちょっとそれが。野犬とか野猫とか、対象に入ってるのに、キジバトは10羽までとかあって、どうしてドバトが入ってないの、狩猟できる区域にドバトがいることは伝書バトぐらいかもしれないですけど、これは単なる質問です。どうですか。

石井部会長 どうなんでしょうね。確かにおっしゃるような、そのとおりです

ね。

阪口委員 伝書バトというのは田畑におりてえさをついばむいうことは基本的にはしないと。

又野委員 しないですね。

阪口委員 はい。上空を、その自分の巣に向かって一直線に飛んでいくというのが伝書バトの本来の姿ですね。それが野生化をしてるのがドバトで、これはいわゆる狩猟の対象にはなっておりませんので。

又野委員 おりませんですね。何か。

阪口委員 狩猟の対象はキジバトのみでございます。

又野委員 そうですね。

阪口委員 はい。

又野委員 で、この今、ドバトとカラスを救うなどかいう中には、人間のえさやり行為とかいろいろありますよね。で、バランスが崩されてるという、そういう中で、何か大阪府でどうこうという問題ではないと思うんですけど、ちょっと疑問に思いましたので申し上げました。

石原補佐 ドバトのことについては少し検討をしたいと思います。ただ、先ほどのレッドデータブック記載種の狩猟規制のお話なんですけども、狩猟鳥獣は国が指定されておられるんですけど、国が狩猟鳥獣に指定されておられながら、ウズラ、ヤマドリの雌の捕獲禁止措置をとっておられる。ほかの鳥についても5羽までというような規制もかけておられます。その中で、運営されておりまして、そこにまた府単独の捕獲禁止措置という府独自の措置が要るかどうか、そういう必要性が見えるようなものが手元に全くない状況でございますので、これはもう少し検討したいと思います。教えていただいた近隣府県の状況なども踏まえて、検討したいと思いますが、今現在ではそういう何か規制をしないとイケないというデータは全く持ち合わせいない状況でございます。

阪口委員 ヤマドリに関しましては、雌の捕獲を禁止しておりますので。

石井部会長 又野委員が問題にされているのは特にクロガモですか、クロガモの減少が。

又野委員 クロガモは毎年来るわけじゃなくて、大和川の河口ですから銃禁区ですか、何か。去年は3羽。

石井部会長 3羽で、5羽まで捕獲できると。

又野委員 ヨシガモは180羽。でも何千と来るカモがいる中で、ここに挙げられてる二つは数は確かに少ないことは少ないですけども。

阪口委員 クロガモに関しては地域的なこともあるかと思うんですが、以前行っていた伊勢湾のカモの衝撃、ほとんどがクロガモですわ。色物と言うて、カルガモとかマガモは、解禁のときぐらいしかお目にかからないというのが実情ですね。特に鉛散弾の狩猟が禁止になったり、だんだん出猟者がどんどん減っておりますんでね。

高柳委員 よろしいでしょうか。

石井部会長 関連しますか。

高柳委員 はい、関連します。遅刻しまして、どうも申しわけありません。

まず今、この5番について府のほうから御説明があったように、狩猟対象種にするかどうかというのは国の専権事項で、決められないことだというのはまずお答えするべきことではないのでしょうかということが一つですね。

それでその上で、やはり捕獲を禁止するかどうかということについて、大阪府で絶滅危惧種に指定しているのであれば、それは十分捕獲禁止にする要件を私は満たしていると思いますし、そこら辺をやはり何のための都道府県別のレッドデータブックをつくっているかということが、やはり十分府のほうでわきまえていただかないと、レッドデータブックで絶滅危惧種になっているけれども、国のほうで制限してるからいいんですというわけにはいかなくて、国は国全体で絶滅しそうかどうかについて見て、それで制限かけてると。大阪ではもう絶滅危惧まで行ってるんだから禁止しますというのは十分説明のいくことですし、ぜひともそれについては御検討いただきたいというふうに思います。

石井部会長 ありがとうございます。国の専決事項まずあって、けどそれにもかかわらず、最近決められた生物多様性基本法の中で地域戦略を決めるということもありますし、その中では、地方自治体が決めたレッドリストとい

うのはどういうふうにかされるのかというのは課題になってると。多分大阪府のほうはまず見直しをしなければいけないし、それからそれに基づく条例みたいなものを受けるものをつくらなければいけないのかもしれないですね。

検討の余地がかなりあるかなと私も思いますけど。

高柳委員　これが何かもうちょっとわかるようにお答えいただくと、向こうも質問してよかったなと思えるようになるんじゃないかなという気はちょっとしましたけど、もうお答えされてるんでしょうからいいですけど、何かそこから辺がもう少し御検討いただければありがたいなというふうに思います。

今お話が出た、8番のレッドデータブックに関して、この計画の中に書くのかどうかわかりませんが、やはり京都も来年から見直しをすると、**2002年**につくったものを来年から見直しをするということになってますし、置いてきぼりにならないように、ぜひともしていただきたいというふうに。

石原補佐　はい。わかりました。しかし、レッドデータブックと、レッドデータブックは直接的に捕獲規制しようというものではございません。こういうものが少なくなってるから気をつけてくださいねという警鐘を鳴らす意味もありまして、いろいろなものを取り込んでおります。例えばメダカとか、そういうようなものもレッドデータに入ってきておりますから、それはメダカをとってはいけないというようなことにしないといけないのかどうか、少し検討が要ると思います。レッドデータブックに載れば必ず規制をせないかんといいものでもないかと思いますが、本当に必要なものは規制をしていくということで検討したいと思います。

高柳委員　今、部会長のほうからお話もあったように、他府県ではそれにあわせて条例等もつくってらっしゃいますので、そういうようなものも一応御参考になさって検討いただきたい。

石井部会長　これについては府のほうでも十分検討していただくということでもよろしいでしょうかね。

ほかの点はございますでしょうか、大体出尽くしたでしょうか。

では、特にないようでしたらお諮りしたいと思いますけれども、大阪府鳥獣保護事業計画（第11次）ですけれども、について、特に御異議がないという

ふうに考えてよろしいでしょうか。よろしいですか。どうもありがとうございます。

それでは異議なしとして決したいと思います。

それでは2番目ですけれども、大阪府シカ保護管理計画（第3期）についてということで、これについてもパブリックコメント意見も含めて御説明をお願いいたします。

石井副主査 環境農林水産部動物愛護畜産課の石井です。よろしく願いいたします。座って御説明させていただきます。

まず初めに、シカ保護管理計画につきましては、前回、昨年9月27日に開催しました第2回野生生物部会時に委員の先生方からございました御意見と、それからその対応の部分から御説明させていただきたいと思います。

資料につきましては資料2-3のほうに入れておりますので、こちらのほうを見ながら御説明させていただきたいと思います。

それでは御説明します。まず、今回修正につきましては、大きく5カ所、修正のほうをしております。まず4ページにありましたシカの捕獲数のところについてなんです、こちらのほうがイノシシのほうの計画と比べますと、有害と、それから狩猟の捕獲数の順番が、グラフの中でイノシシと逆になっておったということがありましたので、イノシシのほうと合わせまして順番を、狩猟のほうを下に、有害のほうを上という形で修正しまして、シカとイノシシの両方の計画での捕獲数の分の表示を統一しました。

それから5ページ7行目のところの記載につきましては、「個体数調整」という言葉と、それから「個体数調整計画」という言葉を使っておったんですけれども、この部分、捕獲に関しての話ということもありましたので、表の内容に合わせて「個体数調整」という部分を「個体数管理」、それから「個体数調整計画」ということにつきまして、ここを「捕獲計画」という形で表記を変更しております。

それから6ページ、これはCPU Eのフォントの変更と、それから詰まっている部分についての改行ということで、これは体裁の修正ということなので、そのまま割愛させていただきます。

それから8ページ目になるんですけども、年齢別での狩猟免許の交付状況ということで、前は（大阪府）というふうに表記をしておったんですけども、実際はこの数値全体が大阪府の在住の方のデータになっておりますので、その（大阪府）という、括弧で表示しておったものを削除したということになっております。

それから、10ページにつきましては、前回、図10で銃猟における猟期延長期間の捕獲数と出猟者数について、その出猟者の効果とか、そういうものがわかるような表示を追加するべきということがありましたので、銃猟全体のうち、その猟期延長期間での捕獲数の割合がどれくらいあるかということがわかりやすくなるようにということで、グラフの中に、棒グラフの下のところに各延長期間での捕獲数の割合がわかるような形ということで、割合の数字のほうを追加しております。

今回、これらの部分を修正した案をもって11月1日から11月30日のパブリックコメントのほうを実施しております。

そうしましたら、また先ほどの資料1-1のほうにちょっと戻っていただくんですが、そちらのほうで、1-1のほうの先ほどの11次計の次のところ、3ページ目からで、パブリックコメントの結果について報告させていただきます。

パブリックコメントにつきましては、1団体から3件の御意見がございました。その資料1-1の3ページに基づきまして、質問内容と大阪府の考え方を御説明させていただきたいと思っております。

まず1番目、5の生息の現状、7ページのところについての御意見です。シカの問題は農林業被害だけにとどまらず、その旺盛な食性から周辺の生態系への影響がますます重大になっている。より重要な位置づけが必要と考える。また、生態系の保護の活動に行政からの支援も検討してほしいという御意見に対しまして、府の考え方としまして、シカ問題は生態系の保護の上で重要な問題と認識しており、モニタリング調査に努めます。それから、生態系の保護活動に対する支援については、府や国等において様々な事業を実施しているため、事例に応じて対応することになりますという回答をしております。

それから次に2番目の意見ということで、9のその他保護管理のために必要な事項、12ページのところについてなんですが、第3期計画では、第2期計画と比べてモニタリングへの施策が後退している。シカの推定生息数の算出など、シカの生息状況が把握できるようモニタリング体制の強化をしてほしいという御意見です。これについて府の考え方としまして、シカ保護管理計画を推進する上で必要なモニタリング調査を継続して実施します。推定個体数の算出については、研究機関と共同で検討を進めますという回答をしております。

それから、その他ということで、生息環境の整備、資源としての活用、被害対策等の研究推進などに十分な予算措置をお願いしますという意見に対しましては、府の考え方として、引き続き必要な予算の確保に努めますという回答にしています。

今回のシカの計画についての意見についても、計画そのものを修正する内容ではないということから、最終計画案につきましては、現行案から変更がありませんので、今回、詳しい説明は省略させていただきます。

以上、大阪府シカ保護管理計画（第3期）についての説明を終了します。

石井部会長 どうもありがとうございました。

ということで、前回のここでの部会での御意見を踏まえて修正がなされたと、その修正された第3期のこの計画案をパブリックコメントにかけて、それでその結果、3件の御意見があったということです。3件につきましては、府の考え方をここに示してありまして、これについて計画の変更はないというふうに御判断されていると、こんなような内容でした。

それでは、委員の皆さんから御意見、御質問等あったらお願いいたします。いかがでしょう。高柳委員。

高柳委員 大したことではないんですけども、1のほうで質問の2段落目のほうに、生態系の保護活動に行政からの支援も検討してほしいというのがあるって、確かにこの計画全体の中で今どこでもお金がなくなってきたのでNPOとの連携というような言葉が述べられていることがあるんですが、確かにどこにも述べられてないという気はしますので、今後、もう入れる必要は

ないと思いますが、そういうことも十分配慮していただけたらいいんではないかなというふうに思います。

石井部会長 1番について、特にこのNPO関係の話ですね。今後、検討してくださいということで、文言についての修正は特に要らないだろうということですね。

ほかの観点、いかがでしょうか。

ちょっと私のほうからですけど、2番目の御意見のほうでモニタリングの施策が後退というふうな御意見なんですけど、この辺はいかがなんですか、後退してるという御認識なんですか。

石井副主査 例えば一部調査をライトセンサスとか調査の一部をちょっと変更して、逆に出猟カレンダー、それから農業者アンケートとか、アンケートのとり方とかデータのとり方を一部変えてるところがありますので、そういったところで調査の方法の違いとかについての御指摘があったのかなと思うんですけども、今回、シカについてもイノシシについても全域での対応ということもありますので、できるだけ、局地的ではなくて全域でデータがとれるような、そういう調査のほうを重点的に行うようなことで、できるだけデータを蓄積するように対応していこうと考えております。

石井部会長 府の考え方には特に書いてないけど、実際に一部取りやめたというか、項目としてライトセンサスなるものはやめたけど、別の方法でもって、今それ対応してるという、そういうことですかね。

石井副主査 ライトセンサスというのは前までは能勢の地域で全体的に夜間でのシカの生息状況とかを見てるという調査があったんですけども、今回、シカについては南の地域も入ってきてるということもありまして、全体的なアンケート調査とか農家の聞き取り等、全域での調査のほうに重点的に力を注ぐように移行していくようなことで今進んでおります。

石井部会長 ライトセンサスというのは例のあれですね、車で走ってシカの目が光るやつを数えていくという、結構大変なわけですね、府全域でやろうと思ったら。

石井副主査 そうですね、ちょっと。

高柳委員 ライトセンサスは、そうは言っても一番お金がかからずにコンスタントにデータが出てくるという意味では経年変化を見ていく分には使えるんですが、密度推定にはちょっと使えないので、ですからそういう経年変化まで、そこまで詳しく追う必要があるのかどうかというようなことをちょっと検討していただいて、一番密度の高いところとか、上昇してるところとか、少ないところでやってみるとか、何かそういうような、もう少し考えていただければいいんじゃないかなという。

石井部会長 だから研究者的な手法なんですかね、特定の地域を決めて、そこをずっと継続的にやる場合にはライトセンサスはなかなかいいということですね。

高柳委員 そういうことですね、だから傾向を見ていくという分には使えると思います。だから見られる地域もやっぱり広い範囲が見られないといけないので、あんまり使える範囲、例えば私のいる京都の芦生とかは周りががけなのでそういうところでは使えないとか、条件が幾つかあるので、どこでも使えるというわけではないというふうに思います。

石井部会長 わかりました。それから今の同じ2のところ、お答えの中で推定個体数の算出については研究機関と共同でということなんですけど、例えば研究機関というのはどんなところをお考えなんでしょうか。

石井副主査 シカ・イノシシ保護管理検討会ではちょっとお示しさせていただいたんですけども、今現在、環境省の予算をいただいた上で、兵庫県さんと三重県さんと、それから大阪の環境農林水産総合研究所のほうの各研究機関のほうで合同で推定個体数の算出という研究を、この3年間ということは、今2年目で、来年まで3年間ということで行ってまして、そういう結果を、今後、検討会とか、シカの計画の中ではそれを反映とかいろいろと参考にしながら推定個体数については使っていきたいというふうに考えております。

石井部会長 環境省から予算がついて、その。

石井副主査 調査研究費を獲得してということ。

石井部会長 ああ、そうですか。それで兵庫と三重と大阪が共同で今やっていると、そういうようなことですね。はい、わかりました。

ほかはよろしいですかね。

そうしましたら、御意見が出尽くしたということで、大阪府のシカ保護管理計画につきましてもこのようなことで採決に移りたいと思いますが、いかがでしょうか。

そうしましたら御異議ないというふうに考えてよろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。では、このとおりの計画ということで決したいと思います。どうもありがとうございました。

それでは3番目ですけれども、大阪府イノシシ保護管理計画（第2期）についてということで、これのほうも事務局から御説明ください。

石井副主査 そうしましたら、引き続き、石井のほうから御説明させていただきます。

これも同じく、イノシシの保護管理計画につきましても去年の。

古川委員 ちょっと気になるから見てきますわ。すみません。

石井副主査 昨年9月27日に開催しました第2回野生生物部会の際に委員の先生からございました意見とその対応で、まず修正を行いましたので、その部分について御説明させていただきたいと思います。

資料は資料3-3のほうを見ていただければと思います。

まず、8ページにつきましては、これは先ほどのシカのとおりと同じことになるんですが、年齢別での狩猟免状の交付状況に大阪府内のデータのみということでしたので（大阪府）という表記を削除しているということになってます。

それから、済みません、ちょっとページが間違えてます。ここの3-3のページ、10ページになってるんですけど、済みません、12ページの間違いです。修正をお願いします。申しわけないです。

12ページのところの図の15につきまして、先ほどのシカと同じく銃猟全体のうちの延長期間での捕獲数の割合がどれくらいあるかということがわかるように数値を追加すべきということがありましたので、こちらでも12ページの図15、銃猟における延長期間の捕獲数と狩猟者数のところに、棒グラフの下に捕獲数の割合、数値の追加を行っております。

それから14ページ、前回の検討会の際にかなり議論になりました、けもの道をなくすための刈り払いの文章につきましては、「住宅地や集落周辺のやぶを解消し、河川・水路につながるけもの道をなくすよう刈り払い等を推進する」ということで、表記をこのような形に変更しました。

今回、これらの部分を修正した案でパブリックコメントのほうを実施しましたが、イノシシの保護管理計画につきましては意見等がなかったということがありますので、この現行案が最終計画案ということになります。ですので、資料3-2につきましては、もう説明のほうを省略させていただきます。

以上、大阪府イノシシ保護管理計画（第2期）について御説明を終了します。

石井部会長 ありがとうございます。ということで、イノシシ保護管理計画については前回のここでの御意見を踏まえた修正をなされた。それでパブリックコメントをかけたけれども、特に意見がなかったということでございます。

ということで、この第2期の計画に関してはこのとおりにかせてよろしいかということなんですが、委員の皆さんからの御意見、いかがでしょうか。

高柳委員 修正文が間違っていたので、こっちのほう为正しかったんで、ならいいです。僕はこの前こだわって、いろいろもめてしまった一番最後の14ページの修正文の、きょうの対応のほうに書いてあるほうが、「やぶの解消をし」って書いてあるんですが、本文のほうは「やぶを解消し」になっているので、本文のほうがいい文章なので、このままで。この文章だったらおかしいなと思って見たら正しい文章だったので、このままでいいです。

石井部会長 資料3-3の日本語がちょっとおかしいと。

高柳委員 そう。資料3-3の日本語がおかしかったので、本文見たら本文のほう为正しかったので、大丈夫です。

石井部会長 ここはちょっと時間かけて議論したところなんですけれども、いかがですかね。じゃあ本文のほうを正しいとしてということでよろしいですか。

ほかはいかがでしょう。ちょっと古川委員がいなくなっちゃったんですが、議決をしたいんですが。ほかはいいですかね。どうしたらいいかな。

石原補佐 御承認いただいておりますということだと思いますんですが。

石井部会長 はい。委任されたというふうにみなして。さっき座長よろしくと言ってたので、それでいいのかもしれない。

じゃあそういうことで、委任されたというふうにみなしまして、特に、じゃあ御意見がないようでしたら、大阪府イノシシ保護管理計画（第2期）についてもこれで異議なしとさせていただいてよろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。このとおりということで決したいと思います。

そうしましたら次はスケジュールというのがあるんですけども、これは参考でよろしいでしょうか。

石井副主査 ちょっと簡単に御説明を。

石井部会長 お願いします。

石井副主査 今後のスケジュールということで参考資料という一枚物つけさせていただいておりますんですけども、ありますでしょうか。

こちらになりますけれども、今後のスケジュールについて、前回までのスケジュールから変更された部分につきまして御説明させていただきます。

当初のスケジュールでは、4月以降に開催予定の環境審議会で答申の報告を石井先生のほうからしていただくことを検討しておりましたが、来週の1月25日に環境審議会が開催されることが急遽決定しましたので、こちらで部会長より御報告をお願いすることとなりました。

なお、計画の公表及び環境大臣等の報告につきましても、それらにあわせて従来からのスケジュールより少し前倒し、今まで3月に行っておるとしておったんですけども、今回このような形で答申いただいて、報告のほうも終わっておりますので、その分早目ということでも2月ぐらいからそのあたりを進めていきたいということを考えております。実際にはその各計画の実施につきましても、同じく平成24年4月1日から平成29年3月31日までという形で考えております。

今後のスケジュールについての説明は以上となります。

石井部会長 ありがとうございます。ということで、今回御承認いただいた3件については来週、1月25日に開催される大阪府環境審議会において私の

ほうから御報告させていただきます。その後は4月から実際にこれが施行されていくということだということですね。

ほかに、この機会ですから、委員の皆さん、何か御意見等ございますでしょうか、ありませんでしょうか。

特になければ、では事務局にお返しします。

司会（小菌主査） そうしましたら、委員の皆様方には、熱心に御審議いただきましてありがとうございました。

本日の部会で御審議いただきました内容につきましては、大阪府環境審議会野生生物部会運営要領に基づき、知事に対して環境審議会から答申されることとなります。

先ほど御説明しましたとおり、大阪府環境審議会は1月25日に開催の予定でございます。その際に石井部会長から本日の審議及び採決について御報告いただく予定です。

それでは、これで本日の会議を終了させていただきます。長時間どうもありがとうございました。

閉 会 午前10時50分